

## 地震の発生及び警報発表の緊急措置

地震発生や気象の警報が発表されたときの対応についてお知らせします。

### 〔1〕地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
	始業前	臨時休校：登校中の場合は、学校へ向かう。
	授業中	授業中止：児童の保護者引き渡し（保護者へ直接引き渡すことを原則とする。引き渡すまでは学校で保護・監督する。）
	下校時	下校中の場合は、自宅へ向かう。
翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。臨時休校の連絡がない限り、登校する。		
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断する。 <u>臨時休校の連絡がない限り集団登校をする。</u>		

★災害発生時は、市ホームページもご確認ください。→



### 〔2〕気象警報発表時の措置

茨木市に「暴風警報」が発表された場合、下記の措置をとります。

（なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は、通常通り集団登校）

1	午前7時の時点で暴風警報発表の場合	自宅待機（テレビ・ラジオ・インターネットの報道）
2	午前9時までに暴風警報解除の場合	解除の時点で集団登校（テレビ・ラジオ・インターネットの報道）
3	午前9時に暴風警報が解除されていない場合	臨時休校（テレビ・ラジオ・インターネットの報道）

◎午前7時以降「暴風警報」が解除され登校する場合、給食はあります。

（お弁当は不要です）

◎登校後に「暴風警報」が発表された場合は、原則としてその時点で下校します。

◎各家庭からの地区委員及び学校への問い合わせは、ご遠慮ください。

◎特別警報、避難指示（警戒レベル4）発表時においても暴風警報と同様の措置を取ります。

★この表は、家庭内のよく見えるところに掲示しておいてください。

★三島小学校ホームページでもダウンロードできます。→

